

DevOps 推進協議会 募集要項

DevOps 推進協議会では、ビジネス環境および IT 技術における激しい変化に追随するため、企業システムの組織体制と手法・技術および基盤を見直すとともに、「DevOps」概念に基づく新たな手法やツール基盤などの確立と普及をすることを目的としています。この趣旨にご賛同いただける企業を広く新規に募集いたします。

<DevOps とは>

「DevOps」とは、システムの開発と保守を融合させ、ビジネス環境の変化や新規ニーズに迅速に対応する概念で、さまざまな手法やツールが提案されています。

<協議会設立の目的と背景>

同協議会では、PaaS やコンテナ技術などに基づき、クラウドと既存システムとの連携も視野に入れ、「スクラム」手法などに基づき、DevOps を可能とする開発・運用手法と基盤ツールの整備と普及を目指します。産業の国際競争力を示す指標のひとつである「労働生産性」について、わが国は OECD 加盟国 34 か国中 22 位（2013 年）であり、非製造業（サービス）部門の生産性の低さが指摘されています。そのため、IT・情報サービスにおける課題克服が求められており、特に、外部委託依存のシステム開発・保守体制や長期化するシステムライフサイクルの弊害を排し、迅速なサービスの変更や開発を通じた「攻めの IT」の実現が目指されています。

また、新サービスを継続的に開発して頻繁にリリースし、サービスを高度化する方策は、欧米のみならずアジアの大規模基幹システムなどでも先行して行われており、日本の IT サービスが「ガラパゴス化」して立ち遅れる危惧も指摘されています。同協議会では、初期開発後も頻繁に刷新されるモバイル、ソーシャル、IoT（センサー）などへの対応、ビッグデータ、人工知能などを多様に組み合わせた「新サービスの迅速な実現」や「サービスの継続的付加価値向上」も視野に入れます。

<協議会の事業>

同協議会は前項の目的を達成するため、次の事業を行います。

1. DevOps 手法による最新の開発・運用手法や基盤の実証と、それを利用する事業がタイムリーな変革を実践できるための「IT サービスモデル」の獲得
2. DevOps の技法を体系化・標準化して公開することで、DevOps 手法や技術の普及と適用事案の蓄積
3. クラウド基盤とオンプレミス基幹システムを含むハイブリッドクラウドの統合にも利用しえる IT サービスモデルと技法を検証
4. その他協議会の目的を達成するために必要な事業

<協議会の活動開始日>

2016年7月26日（火）から

<協議会への参加応募方法>

参加資格については、添付1「DevOps 推進協議会会則」をご覧ください。添付2「入会申込方法及び申込書」にてお申込みください。

<会費>

会費については、添付1「DevOps 推進協議会会則」をご覧ください。ただし、2016年7月26日の活動開始日時点で無料とさせていただきます。今後会則に従い、年度の会費が理事会で決定された後、会員にお知らせいたします。

<協議会の運営組織>

添付1「DevOps 推進協議会会則」をご覧ください。また協議会活動開始日の理事等の候補者については、以下をご覧ください。

発起人兼、活動開始時の理事 2016年7月26日時点 50音順

理事長 須藤 修（東京大学大学院情報学環教授）

理事 大久保 忠崇（伊藤忠テクノソリューションズ株式会社 取締役常務執行役員）

理事 岡田 和敏（日本アイ・ビー・エム株式会社 パートナー事業執行役員）

理事 岸上 信彦（日本電気株式会社 クラウドプラットフォーム事業部長）

理事 土居 高廣（アクセンチュア株式会社 執行役員）

理事 羽生田 栄一（株式会社 豆蔵 取締役）

理事 春川 文男（日本情報通信株式会社 取締役）

理事 武藤 元美（ユーオス・グループ 理事長）

アドバイザー

Sanjeev Sharma（CTO, DevOps Technical Sales and Adoption, IBM Distinguished Engineer, IBM Corporation）

齋藤 修一（日本アイビーエム・システムズエンジニアリング株式会社 オートメーションソリューション

アドバイザーIT スペシャリスト）

理事長補佐

堀内 一（元東京国際大学、IEC TC3 SC3D 国内委員長）

<会員の活動>

全会員は、協議会の目的を達成するため、協議会への情報の提供、実践での利用を行います。また、用意されている分科会に任意参加登録していただき、分科会での活動を行います。なお、会員が所属できる分科会数に制限はありません。

DevOps推進協議会会則

2016年7月26日版

(名称)

第1条 本会は、DevOps推進協議会(以下「協議会」という。

(事務局)

第2条 事務局は以下の住所におく。

〒103-8510 東京都中央区日本橋箱崎町19-21

(目的)

第3条「激変するビジネスに俊敏に対応・継続できるグローバルなITサービスモデルと技法の普及」を目的とする。

(事業)

第4条 協議会は前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 DevOps手法による最新の開発・運用手法や基盤の実証と、それを利用する事業がタイムリーな変革を実践できるための「ITサービスモデル」を獲得する。
- 2 DevOpsの技法を体系化・標準化して公開することで、DevOps手法や技術の普及と適用事案の蓄積を図る。
- 3 クラウド基盤とオンプレミス基幹システムを含むハイブリッドクラウドの統合にも利用しえるITサービスモデルと技法を検証する。
- 4 その他協議会の目的を達成するために必要な事業を行う。

(会員)

第5条 会員は、以下の各号のいずれかに該当する者のうち運営委員会にて承認を得た者とする。

原則として協議会の目的及び事業に賛同する者の入会を妨げない。

- (1) 法人もしくは非営利団体
- (2) 学識経験者
- (3) 当協議会が特別に認める個人

(理事)

第6条 この会に次の理事をおく。

理事長(1名)

理事(若干名)

監事(1名)

- 1 理事及び監事は、総会において選任する。
- 2 第1項に定める理事長は理事の互選により選出する。
- 3 理事及び監事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会)

第7条 この会の決議を行う機関として、総会をおく。

- 1 総会は会員により構成し、会員の過半数の出席を持って成立し、多数決をもって議事を決定する。
- 2 総会は理事長が召集するものとし、毎年1回以上開催し、次の事項を決議する。
 - (1)年度事業計画及び予算の承認
 - (2)年度事業報告及び決算の承認
 - (3)次期理事長、理事、監事の選任
 - (4)本会の解散、合併に関する事項
 - (5)会員の除名に関する事項
 - (6)会則の改正
 - (7)その他、本会の運営に関する重要事項

(理事会)

第8条 本協議会は、理事によって構成される理事会をおくものとする

- 1 理事会は、原則として毎年2回開催するものとする。
- 2 理事会は理事長が召集し、以下の事項を決議する。
 - (1)総会に付託すべき事項
 - (2)運営委員会から上申された本協議会の運営に関する事項
- 3 議長は理事長または理事長が任命した者が務める。
- 4 理事会は理事の過半数の出席をもって成立し、多数決をもって議事を決する。

(運営委員会)

第9条 本協議会は日常の運営に関する事項を協議し理事会を補佐するため、運営委員会をおく。

- 1 運営委員は、理事が所属する会員(但し第5条1号の会員に限る)の担当従業員各1名以上から構成される。
- 2 運営委員会は、原則として月に1回開催するものとし、協議の結果及び内容の要旨を理事会に報告するものとする。
- 3 運営委員会は、分科会の設置に関して、その目的などを審議し理事会に承認を勧告する。
- 4 運営委員会は、協議会の目的にそぐわない、あるいは社会通念上問題のある会員は、除名することができる。

(分科会)

第10条 分科会について、以下のとおり定める。

- 1 第3条 の目的を実現するため、分科会を設けることができる。分科会の数は特に限定しない。
- 2 分科会の設置は、設置を希望する主査の申入れにより、運営委員の助言に基づき、理事会が承認する。ただし、主査は会員でなければならない。
- 3 分科会の主査は、分科会のメンバーを自由に募ることができる。
- 4 分科会の主査は、分科会の活動、運営に関する全責任を負うものとする。
- 5 分科会は、本会から活動のための支援を受けることができる。
- 6 分科会の主査は、運営委員会に活動を報告する。

7 分科会構成は、年度ごとにこれを定め理事会が承認する。

(プロジェクト)

第11条 各分科会は、有限の期間において特定な目的を果たすプロジェクトを発足させることができる。そのとき、プロジェクトの目的にそったプロジェクト管理者を任命し、運営委員会の承認を受けなければならない。

任命されたプロジェクト管理者は、その目的達成のためのプロジェクト計画を、速やかに作成し運営委員会の承認を受けなければならない。また完了時には結果を運営委員会に報告する。

プロジェクトの成果物は、第12条から第14条までの適用を受ける。

(知的財産権)

第12条 知的財産権について、以下のとおり定める。

協議会活動において会員から提供された知的財産権は、提供者に帰属する。

(利用権)

第13条 全会員は、協議会活動の結果、作成された刊行物、資料等の著作物を無償で複製及び利用することができる。会員外の利用については、提供者と利用者が個別に協議し決定する。

(秘密保持)

第14条 本会の会員間の会合等において開示される、秘密情報の取扱いは下記の通りとする。

なお、本条において秘密情報を開示する会員を「開示者」、秘密情報を受領する会員を「受領者」という。

1 本会則において秘密情報とは、開示者が会合等において以下の各号の方法で開示する全ての情報とする。

(1) 秘密である旨を表示した書面で開示する方法

(2) 秘密である旨を明示して口頭またはデモンストレーション等により開示する方法であって、開示後10日以内に開示した情報を書面にて受領者に提示するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報から除くものとする。

- a) 開示の時点ですでに公知のもの、または開示後受領者の責によらずして公知となったもの。
- b) 開示の時点ですでに受領者が保有しているもの。
- c) 第三者から秘密保持義務を負うことなく受領者が正当に入手したもの。
- d) 開示された情報によらずして、受領者が独自に開発したもの。

2 受領者は、開示者から開示された秘密情報の秘密を保持し、会合等の実施のために知る必要のある自己の役員、従業員以外に開示、漏洩してはならないものとする。また、受領者は、秘密情報の開示のために開示者から受領した資料(電子メール等、ネットワークを介して受信した秘密情報を有形的に固定したものを含み、以下「秘密資料」という)を善良なる管理者の注意をもって保管管理するとともに、他の会員を含む第三者に譲渡、提供せず、また当該役員、従業員以外の者に閲覧等させないものとする。

3 前項にかかわらず、受領者は、法令により秘密情報の開示を強制された場合には、受領者が当該法令の範囲内で秘

密を保持するための措置を当該第三者に要求することを前提として、開示者の秘密情報および秘密資料を第三者に開示、提供できるものとする。

4 受領者は、会合等の実施のために最小限必要な範囲で秘密資料を複製できるものとする。

なお、本項における複製物も秘密資料として取り扱うものとする。

5 受領者は、開示者から開示された秘密情報を、会合等のためにのみ限定して使用するものとし、その他の目的に使用しないものとする。

6 受領者は、会合等の終了後、秘密資料を開示者に返却、または破棄もしくは消去するものとする。

(協議会の会費)

第15条 協議会の会費は、理事会において理事の過半数で決定する。

ただし、いかなる場合も年間10万円を超えないものとする。

(退会)

第16条 会員は、会員的意思により任意に退会できる。

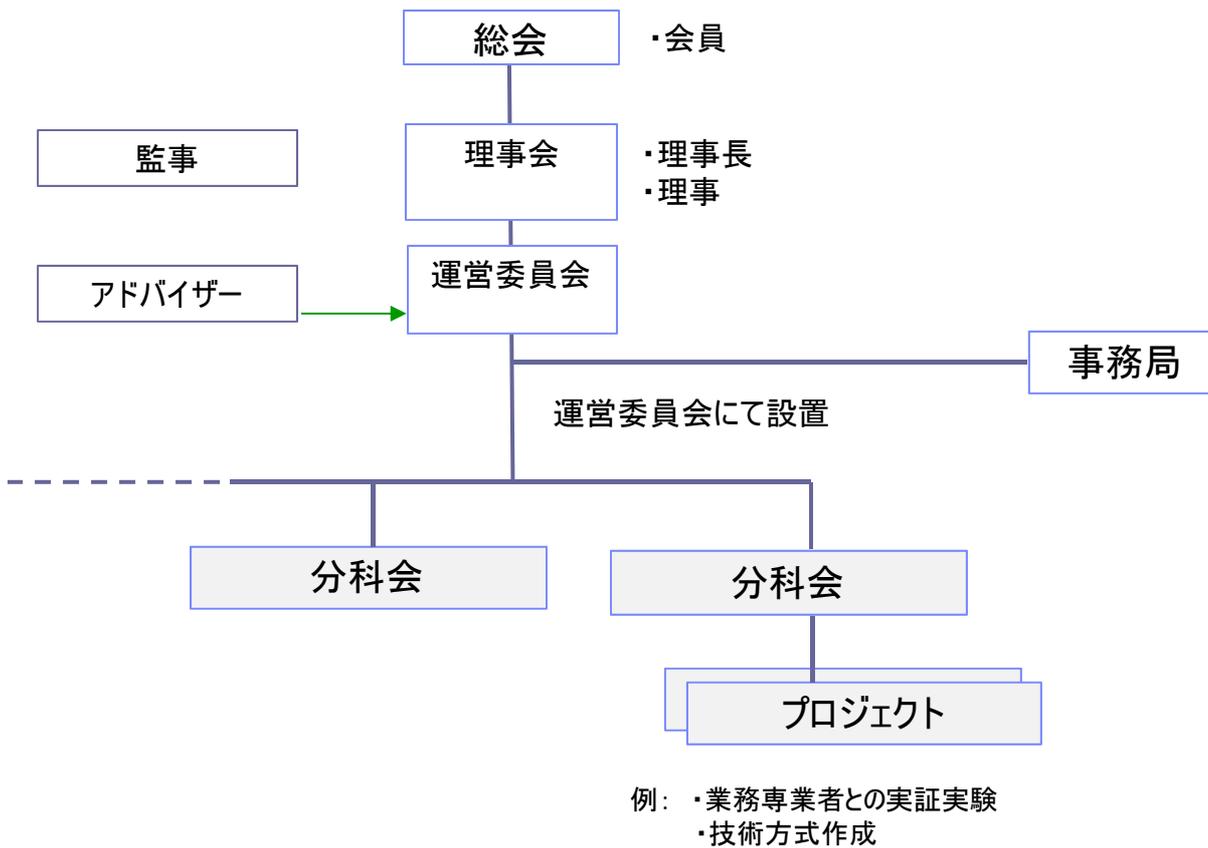
ただし、退会に際しては、協議会にその旨を届けなければならない。

(その他)

第17条 この会則で定めるものの他、協議会の運営に必要な事項は、理事会で定める。

付則 この会則は、平成28年 7月 26日より施行する。

組織



細則

平成 28 年度 分科会設置について

平成 28 年度は、次のような分科会を設置する。正式決定は総会にて行う。

(1) モデル・技法分科会

DevOps の定義、参照モデル、領域、プラクティスの設定と文書化など

(2) 検証分科会

モデル・技法分科会において設定された目標を実現す実践の場としての、実証実験の構想、構成、アーキテクチャとツール選定、実施、文書化

(3) 事例研究分科会

国内外、会員内外からの DevOps 適用事例の収集と評価と文書化

(4) 広報分科会

本協議会の活動報告（Web サイトの維持）

PR のためのイベント(セミナーなど)企画と実施

「DevOps フォーラム 201X」の企画と実施

添付2. 入会申込方法と申込書

下記をご記入頂き事務局へ入会希望とメールをお送り下さい。

折り返し、入会に必要な事項をお知らせします。

Email: devopsc@jp.ibm.com

申込日 年 月 日

DevOps 推進協議会 申込書

DevOps 推進協議会 御中

「DevOps 推進協議会」に入会したく、会則等に承諾の上、下記の通り申込みます。

※入会審査の結果は、事務局よりご回答させていただきます。

会員の種別	<input type="checkbox"/> 法人もしくは非営利団体 <input type="checkbox"/> 学識経験者 <input type="checkbox"/> 個人 (会則第5条に従った種別により、該当するものにチェックをお願いいたします。)
法人、非営利団体名、または学識経験者の方は所属組織名	
代表者 (役職名、氏名、メールアドレス)	
参加登録者 (役職名、氏名、メールアドレス) 代表者以外、2名まで	
所在地	〒 -
	連絡先電話番号:
会則を読み同意する	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない

個人情報保護法に従い、取扱いには注意いたします。

DevOps 推進協議会への申し込みとしての目的以外には、記入いただいた情報は利用しません。